内閣官房令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十六年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府令

○内閣府令第五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第六章の規定及び特定個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十五年政令第三百一号）を実施するため、特定個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

特定個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

特定個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十六年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「二人」の下に「及び調査官一人」を加える。

本則に次の一項を加える。

3　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。